

富山県個人情報保護審議会答申概要（答申第 30 号）

○件 名 児童相談所に連絡した事実に関する文書についての保有個人情報不開示決定に係る審査請求事案

○開示請求等の状況

- 1 開示請求年月日 令和6年6月24日
- 2 開示請求の内容 児童相談所に連絡した事実に関する文書
- 3 決定年月日 令和6年8月15日
- 4 決定内容 不開示決定（法第81条の規定による存否応答拒否）
- 5 審査請求年月日 令和6年8月17日
- 6 審査請求の内容 不開示決定の取り消しを求める。
- 7 諮問年月日 令和6年12月10日
- 8 答申年月日 令和7年7月14日

○答申の概要

<審議会の結論>

富山県知事が行った保有個人情報の不開示決定処分(令和6年8月15日付けこ家第473-1号)は、妥当である。